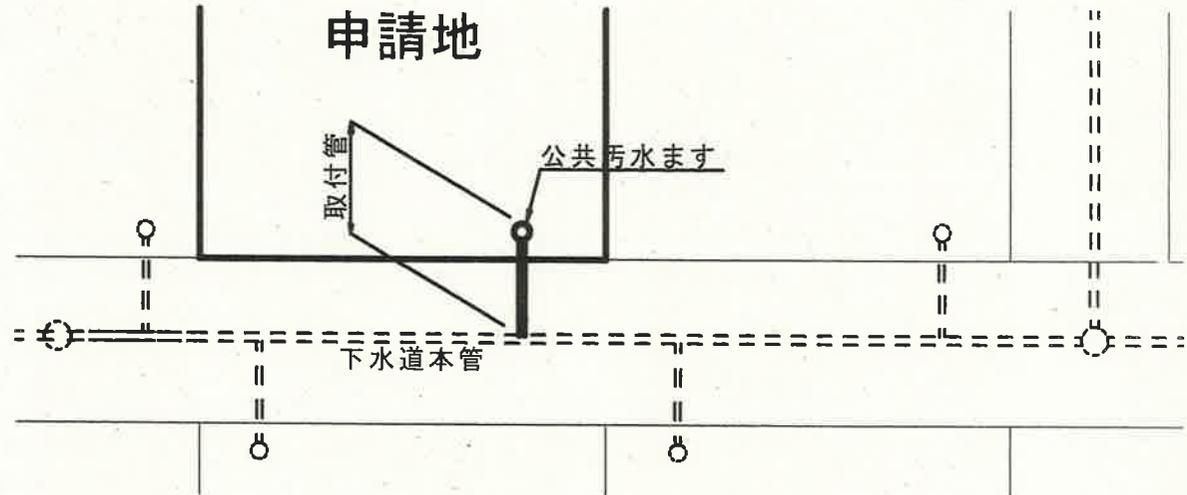


令和4年度 長下施工第1-100号

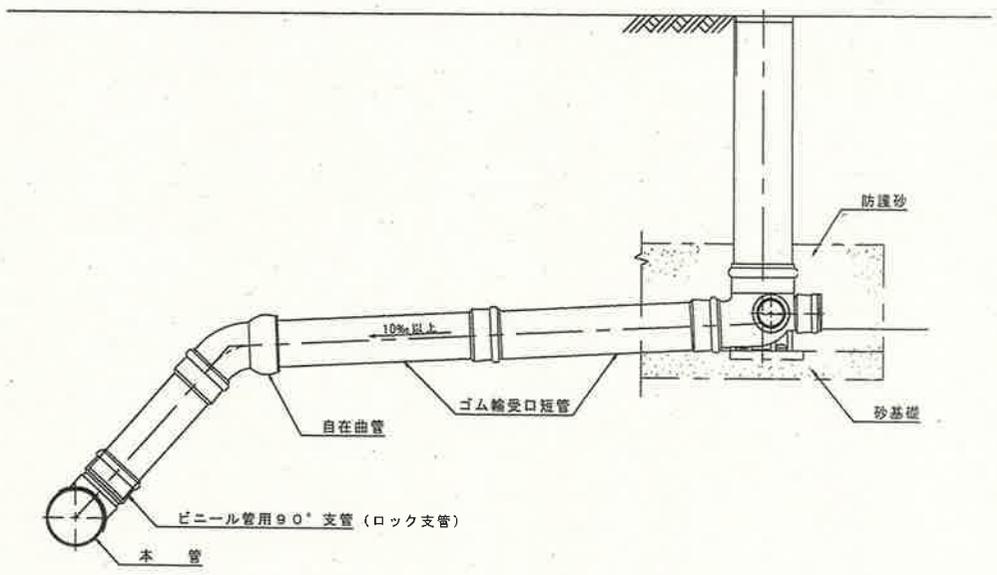
公共汚水ます設置（単価契約）工事

仕 様 書

長浜市下水道事業部下水道施設課



取付管布設標準図



特記仕様書

工事番号 令和4年度 長下施工第 1-100 号
工 事 名 公共汚水ます設置 (単価契約) 工事
工事場所 長浜市内一円

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書(令和2年4月滋賀県)」(以下、「共通仕様書」という。)および「一般土木工事等共通仕様書付則(令和2年4月滋賀県土木交通部)」(以下、付則という。)および本特記仕様書によるものとする。

第2条 共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「長浜市が発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「長浜市建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「長浜市建設工事監督要領」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「長浜市工事検査規程」に、それぞれ読み替えるものとする。

また滋賀県建設工事請負契約約款第17条から第48条は、長浜市建設工事請負契約約款第16条から第47条に各々1条繰り上げて適用するものとする。

第3条 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」の徹底を図り、適正な施工体制を確保するため、現場代理人および主任(監理)技術者と受注者との直接的な雇用関係の確認を行う。

1. 「配置予定技術者等届」を入札後、契約締結までに提出すること。なお現場代理人および主任(監理)技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの(社会保険、雇用保険の写し等)を添付すること。
2. 専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、3箇月以上の雇用関係にあること。
3. 契約約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する期間および本工事における現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務できる条件は、別に定める「※長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」による。
※長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準
長浜市ホームページ
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000001587.html>
4. 主任技術者の資格は以下のとおりとする。
 - (1) 建設業法(第26条)による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - 1) 実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。

- ①大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
 - ②高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
 - ③その他 10年以上の実務経験
- 2) 資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
- ①建設業法「技術検定」

5. 当該工事における現場代理人と主任（監理）技術者を兼ねることができる。

6. 現場代理人は、建設業法第7条第2号に定められた技術者（営業所における専任の技術者）でないこと。

第4条 長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

2. 工事請負契約書（以下「契約書」という）第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、監督員が完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

第6条 本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を

行うため特記事項を遵守し施工すること。

第7条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-7 工事用地等の使用

受注者は、民地へ立入る場合、民地を工事用地にする場合には、必ず地権者および居住者の了解を得ること。

1-1-1-8 工事の着手

工事は地元住民及び沿線企業等に受注者が責任をもって、現場作業を開始する一週間前には施工箇所（区間）、施工日や施工時間を連絡し承諾を得て監督職員に連絡すること。

受注者は、監督職員が指示した日から5日以内に現場に着手すること。

1-1-1-9 工事の下請負

共通仕様書において、「滋賀県の工事指名競争参加資格者である場合には」とあるのは「長浜市の建設工事競争入札参加資格者である場合には」と読み替えるものとする。

1-1-1-18 建設副産物

1. 建設発生土の利用について

本工事に使用する埋戻し材については、流用土・購入土を使用する。

建設発生土を使用するには品質が適正なものであるか確認し、監督職員と協議のうえ使用するものとする。

なお、工事着手前に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式で報告すること。

2. 建設発生土の処分について

建設発生土の処分については、以下のとおりとする。

本工事の建設発生土は、受注者の責任において適正に処分すること。

処分場所までの運搬距離は10km以内としているが、処分場所については契約後、双方協議により適切な場所に決定するものとする。

なお、発生土調書、数量調書、運搬経路図、追跡写真及び建設発生土受入承諾書を監督職員に提出すること。

3. 建設廃棄物の処分について

工事着手時に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式等で報告すること。

【建設副産物適正処理推進要綱】

(1) 再資源化施設への搬入

本工事から発生するコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び建設発生木材（伐採材の枝葉、伐根材）は、最寄りの再資源化施設に搬入するものとする。

(再資源化への適切な措置)

再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
アスファルトコンクリート殻	(株)山豊	米原市岩脇	7時30分～17時30分
コンクリート殻	(株)山豊	米原市岩脇	7時30分～17時30分

上表については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

なお、建設廃棄物の処理にあたっては現場（作業所）に廃棄物処理責任者（支店には廃棄物処理総括責任者）を定めるとともに、下記の書類を添付すること。

- イ. 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ロ. 産業廃棄物処理業許可証の写し
- ハ. 再資源化施設への経路地図及び施設の写真
- ニ. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

また、運搬車両毎にマニフェスト（積荷目録）を発行し、搬出完了後はマニフェスト（D表）の写しを提出すること。

(2) 再資源化施設への搬入車両

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」改正に伴い、産業廃棄物収集運搬車に係る標示及び書面備え付けが義務づけられたことにより、別紙のとおり対応し、運搬車両毎に写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律第104号）および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年度法律第137号）を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

・ 特定建設資材

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

・ 特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設発生木材

(1) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は別に定める様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得ること。

(2) 受注者は再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名称および所在地、再資源化等に要した費用等を再資源化等報告書に記載し、監督職員に提出すること。

5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

1-1-1-24 履行報告書

受注者は、工事履行報告書の提出を要しない。

1-1-1-26 工事中の安全確保

(地下埋設物件の事故防止)

1. 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のう

え、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写しを監督職員に提出するものとする。

工事場所	自 線 延長 至 m			打合せ内容
	市道			
占有者 工事受注者	所属職名	立会者名	印	

2. 受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

3. 受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

(近接施工)

受注者は、配電線及び送電線等付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所等と事故防止対策について協議すること。

(道路付属物ならびに占有物件の処置)

受注者は、工事施工のために支障となる道路の付属物並びに占有物件がある場合には、その処置について予め設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

1-1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

- ① 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。
- ② 本工事において表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規

程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

1-1-1-32 交通安全管理 (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導員の有資格)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員AおよびBとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制対象工種	交通誘導員	編 成	昼夜別	交替要員の有無
工事箇所		配置人数は現場ごとに指示	交通誘導員A 1名	昼間	無
工事箇所		配置人数は現場ごとに指示	交通誘導員B 1名	昼間	無

(交通安全法令の遵守)

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

(工事現場における標示施設等)

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。



1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

付則第1節 適用

(コンクリート用スラグ細骨材)

受注者は、コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材(JIS A 5011)を使用する場合は、単位体積重量が、設計重量を超えることにより、設計上不利とならないように、設計重量以下となるように配合(混合)すること。

(塩化物総量規制)

受注者は、コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領(以下、「実施要領」という。)、Iコンクリート中の塩化物総量規制」による他、次によるものとする。

- (1) 現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。
- (2) 受注者は、容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、

表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

(3) 測定記録

受注者は、策定結果は実施要領に示す様式により提出するものとする。

また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して監督職員に提出するものとする。

(アルカリ骨材反応試験)

アルカリ骨材反応試験については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 1-Ⅱアルカリ骨材反応抑制対策」による他、次によるものとする。

1. アルカリ骨材反応試験の結果、無害でないと判定された骨材を使用する場合は、次によるものとする。

(1) レディーミクストコンクリートを使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して抑制対策の3項のうちどの抑制対策によるものを納入するかを決め、監督職員に報告するものとする。

(2) コンクリート製品を使用する場合

製造業者に抑制対策の3項のうち、どの抑制対策によっているのかを報告させ、監督職員に報告するものとする。

(3) 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、抑制対策の3項のうち、どの抑制対策を用いるかを決めてから監督職員に報告するものとする。

2. 記録の保存

実施した対策および確認した結果はとりまとめて監督職員に提出するものとする。

1-3-3-2 レディーミクストコンクリート

本工事に使用するコンクリートは、JIS表示許可工場の製品を使用するものとする。

ただし、JIS工場以外の製品を使用するときは監督員の承諾を得なければならない。

コンクリートの規格は次のとおりとし、スランプの許容範囲は±2.5cmとする。

実施に当り変更したい場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

生コンクリート 呼び強度	粗骨材の 最大寸法	スランプ	スランプの 許容範囲	水セメント比	備考
18	40	8	±2.5	60%以下	高炉B種

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

付則 第1節 適用

(再生資材の利用)

受注者は、下表のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

資 源 名	規 格	用 途	備 考
再生砕石	RC-30	下層路盤	
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスコン	表層	
再生加熱アスファルト混合物	細粒度アスコン	表層	

受注者は、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

1. 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。
2. 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件を考慮して適正な品質の物を使用するものとする。
なお、河川に係わる工事（低水護岸等の水際耕作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。
3. 再生クラッシャーランを河川に係わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すり減り減量が50%以下の品質のものを使用する。
4. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。

[別表]

工 種	種 別	必要項目	試 験 項 目	試 験 頻 度
アスファルト 再生骨材	材 料		アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
			旧アスファルト含有量	〃
			旧アスファルト針入度	〃

			骨材の微粒分量試験	〃
再生用 添加剤 (アスファルト系 及び 石油潤滑油 系)	材 料		動粘度	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱後の粘度比	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			密度	〃
			組成分析	〃
再 生 アスファルト	材 料		針入度	〃
			軟化点	〃
			伸度	〃
			トルエン可溶分	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			薄膜加熱針入度残留率	〃
			蒸発後の針入度比	〃
			密度	〃

受注者は、必要項目の選定及び頻度にあたっては監督職員と協議することとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された再生加熱合材を使用する場合は、付則第2編1-2-8-1一般瀝青材料の規定によることとする。

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち共通仕様書第2編第1章第2節表2-1-1以外の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、JIS製品については、使用届を提出するものとする。

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第10節 仮設工

3-2-10-7 水替工

1. 現場の地域性を鑑み、本工事における全ての排水処理について、十分配慮しなければならない。

- (1) 水替工については共通仕様書第3編2-10-7によるが、排水基準は、関係法令によらなければならない。
- (2) 排水は、琵琶湖の特性に鑑み、魚類等に害を及ぼすものであってはならない。

(その他の特記事項)

1. 損害賠償

工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。

2. 高炉セメントの使用について

当工事におけるコンクリートは、すべて 高炉セメントB種を使用するものとする。

ただし、やむを得ず高炉セメントコンクリートに代えて普通ポルトランドセメントを使用する場合は、アルカリ骨材反応が無害の場合または抑制対策を行うことにより監督職員の承諾を得て使用することができる。

なお、設計変更の対象とはしない。

3. 交通安全対策

本工事施工区域において、十分交通安全対策については配慮し、各施工時には必要な保安施設および交通整理員を配置しなければならない。

- (1) 標識類、防護柵等の安全施設類に付いては、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。
- (2) 通行止めによる施工箇所については、迂回路、工事期間、受注者名および施工主体名等、道路使用許可条件に付された内容を明示し、特に緊急連絡体制や夜間照明施設の保全体制を監督職員に提出のこと。
- (3) 工事施工にあたり、当該工事施工区間内である主要地方道および市道を対象として、工事車両の運行経路および掘削機械等の重機の使用計画を監督職員に提出するとともに、事前に書面等により道路管理者および周辺住民等に、了解を求めなければならない。
- (4) 冬期においては、積雪および凍結対策についても、十分対応しなければならない。
- (5) 工事の施行に当たっては道路交通法第77条による所轄警察署長の道路使用許可を得、許可条件を遵守すること。

また、施工箇所を通行する地元住民への事前広報を徹底し、理解を得ると共に、工事警戒標識等を十分に設置して各種事故防止に努めること。

4. 土曜閉庁における作業について

受注者は、工事実施の都合上、土曜日等に作業を行う場合は、共通仕様書第1編（1-1-36）によるものとする。

5. 資源の使用抑制について

本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。

6. 写真管理項目

タックコート及びプライムコートの施工は舗設後不可視となるため、対象工区全域の散布状況が確認できる写真を提出すること。

9. 路盤面の品質確保

プライムコートの施工後、剥離等により路盤面の安定が保てない状況が想定される場合は、砂の散布を行うなど品質確保に努めること。

10. 現場密度管理

車道部の路盤工において、現場条件により歩道用機械を使用する場合でも、車道部の現場密度を確保すること。

9. その他

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。

本工事については次の内容を特記仕様書に追記するものとする。

第1条 「設計便覧（案）下水道編Ⅰ－2004年版、下水道編Ⅱ－2005年版、下水道編Ⅲ－2010年版（滋賀県琵琶湖環境部）」（以下、「便覧下水Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」という。）によるものとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-22 部分使用

本工事にて整備する下水道管は早急に供用を開始するため監督職員の現場確認により部分使用できるものとする。

1-1-1-23 施工管理

1. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

監督職員が行う段階確認においては、現場代理人又は主任（又は監理）技術者、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。

2. 施工管理基準

受注者は、「下水道工事用施工管理基準（平成21年6月滋賀県琵琶湖環境部）により施工管理を行うこと。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

第8編 下水道編

第1章 管路

第2節 適用すべき諸基準

共通仕様書および特記仕様書に記載している「地下水変動調査実施要領及び細則」、「家屋調査実施要領・細則」、「可燃性ガス対策指針（案）」、「工事報告書作成要領（案）」については、滋賀県琵琶湖環境部「設計便覧（案）下水道編Ⅰ」のとおりとする。

また、本工事完了後、下水道台帳のデータ資料入力資料として、出来形入力原稿図作成マニュアル（案）により作成し、すみやかに提出のこと。

第3節 管きょ工（開削）

12-1-3-3 管路土工

（管路埋戻）

1. 埋設管の防護のため人力による丁寧な施工を要する区間は、埋戻し底面より管の天端から上部30cmまでの区間（空伏工の場合は空伏の天端までとする）とする。突き固めにタンパを使用する場合の条件は、埋戻し幅が比較的広く埋設管に影響がないときとする。機械による投入は、落下高を0.5m以下とし施工すること。
2. 締固め試験は、10層目転圧完了毎に1回、および路床完了後1回とする。
3. 本工事の埋戻し材として計上する流用土について、掘削を行う前に監督職員が指示した箇所について、試掘による土質調査の確認を行うものとする。土質調査は現場条件により、コーン指数試験（JIS A 1228）、設計CBR試験（JIS A 1211）、土の含水比試験（JIS A 1203）、土の粒度試験（JIS A 1204）等を行い、調査結果により当初想定していた土質より大きく異なる場合は設計変更の対象とする。

12-1-3-8 埋設物防護工

1. 地下埋設物件の事故防止

工事に際しては、影響が予想される地下埋設物件の管理者と現地立会のうえ、該当物件の位置、深さを確認し、保安対策等について十分打合わせをし、事故の発生防止をすること。

なお、立会を行ったときは、「立会打合せ調書」を作成し監督職員に提出するものとする。また、試掘を行った位置と深さおよび地下埋設物の種別、構造が確認のできる写真を撮影するとともに、地下埋設物と計画構造物が及ぼす影響範囲との関係について、平面図、縦断図および横断図を作成し、提出すること。

工事場所			
立会者	所属、職名	立会者氏名	打合せ内容
占有者			
工事受注者			

2. 地下埋設物調査にあたり、地盤の緩み、沈下等に注意のうえ埋設物が損傷しないように努めなければならない。
3. 沈下観測棒の設置、N T Tケーブルの導通試験については、管理者との協議により行い、必要に応じて設計変更の対象にする。
4. 図面に示す以外に、簡易水道等の配管が道路に埋設されている可能性があるため近接家屋の水道配管ルートを詳細に調査し、確認のうえ試掘および本掘削を行うこと。

12-1-3-11 開削水替工

1. 現場の地域性を鑑み、本工事における全ての排水処理については、十分配慮しなければならない。
 - (1) 水替え工については共通仕様書(12-1-3-11)によるが、排水基準は、滋賀県公害防止条例等関係法令によらなければならない。
 - (2) 排水は、琵琶湖の特性に鑑み、魚類等に害を及ぼすものであってはならない。

第7節 マンホール工

12-1-7-2 材料

1. 鉄筋コンクリート工事の施工にあたっては、事前に監督員の鉄筋組立検査を受けなければならない。
2. グラウンドマンホール（人孔鉄蓋）は、原則として（社）日本下水道協会規格（JASWAS G-4 1997）に遵守し、その他の仕様は下記によるものとする。
 - (1) 表面模様
長浜市指定のデザインとする。
 - (2) 構造
長浜市グラウンドマンホール仕様によること。
3. 組立マンホールに使用するコンクリート製品およびその付属物については、施工詳細図を作成のうえ監督職員の承諾を得なければならない。
4. 人孔のインバート工は、施工に先だって施工詳細図を作成のうえ監督職員の承諾を得て行わなければならない。
5. 調整工については、施工方法、高さについて監督員の承諾を得ること。

(その他の特記事項)

1. 現場代理人および監理技術者

本工事の現場代理人および監理技術者（主任技術者）は、本工事と同等の工法で相当の経験を有するものでなければならない。

2. 家屋調査

家屋等に接近して工事を行うときに、または監督職員が必要と認めたときには、指示により家屋調査を行うものとする。

3. 道路交通規制等

車両の通行規制は最小限とし、受注者は施工する3週間前に市に協議し、地元自治会に連絡のうえ行うこと。

安全施設、交通誘導員については監督職員の承諾を得るものとする。

4. 仮設工事等指定および任意事項の区分

本工事の仮設工事等における指定事項および任意事項の区分は、別表「仮設工事等指定および任意区分表」によるものとする。

5. 管きよ法線

管きよ法線は、道路管理者等との関連において変更が生じる場合がある。

6. 既設下水道およびマンホールへの接続

既設下水道およびマンホールへの接続においては、共通仕様書第8編第1章第3節（1-3-4）および次の事項を厳守すること。

(1) 開削工法における既設マンホール、下水道管の接続は、即日管口止水（ゴム製ジョイント等）および布設した下水道管の閉塞を行うこと。（閉塞は市販の止水プラグ等を使用すること。）

(2) 工事による排水を既設下水道施設へ流入させた場合には、緊急やむを得ない短時間排水を除き、科料として下水道使用条例に定める特定排水の使用料金相当を科するものとする。

7. 供用開始後の漏水

施設の引渡しを受けた日より2年以内に受注者の瑕疵により漏水が生じた場合、請負業者の費用で止水工事等一切を行うこと。

8. 公共汚水ます設置位置調査

公共汚水ます設置位置は、将来の排水設備の接続を考慮して申請者が希望される、総合管理施工に支障のない、官民境界から50cmの位置に、申請者の立会いの上決定する。この

決定は、特に検討の必要のある場合を除き、請負業者の責任において行い同時に承諾書の回収を行うこと。

9. 下水道設計標準図

本工事において特別の仕様がない限り、長浜市下水道設計標準図によること。

10. 管布設工

- (1) 技術管理基準の基準高については、管布設後と埋戻し完了後を測定すること。
- (2) 塩ビ管の保管については、JSWAS K-1 P48 に準拠して慎重に行うこと。

11. 埋戻し、路面の復旧

- (1) 埋戻し時の転圧を20cmごとに十分行うこと。写真管理は1スパンに1回行い、さらに当分の間、埋戻し作業は、すべて3層（60cm）ごとに転圧の写真管理を行い提出すること。
- (2) 埋戻し路盤完了後、原則として即日仮復旧を行うこと。ただし幹線道路以外では交差点ごとに仮復旧を行うことを認めるが、十分路盤を転圧し、通行に支障のないよう砂養生等を行うこと。
- (3) 上記仕様は、第三者事故災害を防止するために厳守すべきことを作業員に十分確認させて実施すること。これが厳守されない場合は、市は、契約約款第12条の措置請求等により改善を図るものとする。

12. 路面の維持

工事期間中は勿論であるが、検査完了から舗装の本復旧までの間、転圧不良による路面の沈下が生じた場合は、受注者の責任において修繕を行うこと。また、この理由による事故についても受注者が責任を持つこと。（このようなことがないよう転圧は十分行うこと。）

13. マンホール調整工

マンホール調整工は、モルタル不足による事故の発生する原因になるため、マンホール調整工時に必ずモルタルを敷くこと。なお、検査時に抜き取り検査（モルタル充填状況）を行う。

14. マンホール設置工

マンホール蓋の設置に当たっては、路面勾配（横断）に合わせ施工すること。また、鍵穴は、路面勾配（横断）の高い側に施工し、雨水等（不明水対策）が進入しないよう注意し施工すること。なお、検査時に鍵穴位置等の確認を行い満足しない場合は手直しを行うこと。

15. 取付管およびます工

- (1) 受注者は、共通仕様書第12編第9節に示すとおり施工しなければならない。また、川越し等でますの深さが深くなる場合は底取りタイプ（ドロップます）を使用すること。ただし、現場条件により底取りタイプ（ドロップます）が設置不可能な場合は、監督職

員と協議を行うこと。

- (2) 取付管工およびます工の施工に当たっては、着手前状況(ます設置箇所全景)及び配管状況(全景)を全数撮影し、公共汚水ます等設置承諾書裏面に配管状況(全景)が分かる写真を貼付すること。

16. その他

- (1) 管布設工において、防護砂が矢板の断面積分だけ減少するため、その断面積分を加算して防護砂を施工すること。
- (2) 管布設工の腹起こしは、鋼製腹起こしを使用すること。
- (3) 工事期間中、渋滞予告看板等を必要箇所に事前に設置し、出来る限り交通緩和に努めること。また、開削工法による道路横断施工の際には事前に迂回路看板等を設置し協力を願うこと。
- (4) 工事期間中泥等で路面を汚さないよう努めること。万一汚れた場合は速やかに清掃を行うこと。
- (5) 工事の占用により除雪作業に支障を与える場合には、受注者の責任で除雪を行うこと。

17. 工事報告書の提出について

本工事完了後、すみやかに別に定める記載要領に基づき工事報告書を提出しなければならない。なお、詳細については監督職員と協議のこと。

18. 公安委員会との協議により工事については夜間交通解放を行うこと。

19. リブ付硬質塩化ビニル管布設の品質管理において防護碎石埋戻し部における締固め密度試験を実施すること。

20. 通行車両について交通誘導員により迂回路へスムーズな誘導を行うこと。

21. 発生土の運搬において道路路面等を汚した際は受注者において誠意と責任をもって清掃を行うこと。

22. 汚水ます設置が完了した箇所については速やかに出来形報告を行うこと。

23. 公共汚水ます設置申請者から上水道管同時埋設の依頼があった場合については、申請者または上水道施工業者と直接協議を行い、日程調整のうえ円滑な施工に努めること。

発生土等調書						
工事名	令和 年度(年災) 号				工事	
工事場所	市・郡 町 地内			請負金額	円	
種類	土砂	破碎岩	不良土	その他		
処分量						
処 分 の 場 所	市郡					
	町					
	地先名					
	所有者の指名					
	現状地目					
	運搬距離					
	投棄料金					
処分内容	環境保全対策、安全対策等について記述する。			左記の対策に要する費用		
使用目的	造成、田・畑の嵩上げ等の使用目的を記述する。					
添付資料	位置図 平面図 横断図 写真 その他					
法規制 (該当に○印)	都市計画地域	農業地域	森林地域	自然公園地域		
	市街化区域	農用地区域	国有林			
	市街化調整区域		地域森林計画対象民有林	自然保全地域		
	その他	砂防指定地	保安林			
上記のとおり発生土等の処分を行うので(変更)届出します。						
令和 年 月 日						

記入の際の注意事項

1. 運搬距離は小数点以下第1位止め(100m単位)。
2. 処分内容欄は処分にかかる交通整理人(残土処分のためのものに限る)、囲い塀、看板、付帯する構造物、(擁壁、側溝)等で、その規模、形状、延長等を詳細に記入のこと。
3. 対策に要する費用欄は、運搬、残土の整地費、投棄料は除く。
4. 変更事項のある場合は上段赤書きとする。

排出ガス対策型建設機械の表示（ラベル）、オフロード法※の表示（ラベル）

※特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

一般工事用機械

「一般工事用機械」の枠内の表示（ラベル）が貼られた建設機械は、土木工事共通仕様書等に規定される排出ガス対策型建設機械として、直轄工事での使用が可能です。

（参考）ナンバーを取得している特殊車両であって、平成15年の排出ガス規制（第2次基準と同等）に適合した特殊車両には、自動車検査証の型式欄に2桁の識別番号（SA-、SB-、SC-、SD-）が記載されています。平成18年以降の排出ガス規制（第3次基準、オフロード法2006基準、2011年、2014基準と同等）に適合した特殊車両には、自動車検査証の型式欄に3桁の識別記号が記載されています。

<http://www.mlit.go.jp/common/001025551.pdf>

一般工事用機械



第1次基準値 表示（ラベル）



第2次基準値 表示（ラベル）



第3次基準値 表示（ラベル）



トンネル工事用機械

「トンネル工事用機械」の枠内の表示（ラベル）が貼られた建設機械は、土木工事共通仕様書等に規定されるトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として使用が可能です。

（参考）ナンバーを取得している特殊車両であって、平成23年以降の排出ガス規制（オフロード法2011年、2014基準と同等）に適合した特殊車両（自動車検査証の型式欄に3桁の識別記号があり、最初の記号が「U」、「W」、「X」又は「Y」であるもの。）は上記と同等の排ガス性能を有します。

<http://www.mlit.go.jp/common/001025551.pdf>



オフロード法 2006年基準適合表示（ラベル）、少数特例表示（ラベル）



オフロード法 2011年基準適合表示（ラベル）、少数特例表示（ラベル）



オフロード法 2014年基準適合表示（ラベル）、少数特例表示（ラベル）

トンネル工事用機械

産業廃棄物を収集運搬される方へ

廃棄物処理法施行令・施行規則の改正に伴い、

平成17年4月から

**「産業廃棄物収集運搬車に表示および書面備え付け」
が義務付けされます。**

一部の悪質な事業者による産業廃棄物の不法投棄が多発する中、運搬車に対する取締りを強化することが大きな課題となっています。そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正され、走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、また、適正な運搬を行っているかどうかを確認することが出来るように、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面備え付けをすることが、平成17年4月1日から義務つけられることとなりました。

産業廃棄物収集運搬業の許可業者の方はもちろん、自己で運搬される方も、以下のような表示及び書面備え付けが必要となりますので、この新しいルールを守り、産業廃棄物の適正な収集運搬に努めていただきますようお願いいたします。

【産業廃棄物運搬車に必要な表示内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示しておく必要があります。

(許可業者の場合)

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号(下6けた)

(自己運搬の場合)

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称

(市町村・都道府県の場合)

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・市町村又は都道府県の名称

*表示例を裏面に記載していますので、参考してください。

【備え付ける書面の内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておく必要があります。

(許可業者の場合)

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)(なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証の写し及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器)

(自己運搬の場合)

- ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び量」、「運搬する産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」を記載した書面

(市町村・都道府県の場合)

- ・事務として行う産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面

産業廃棄物収集運搬車の表示例

表示上の注意点

- ・ 車両の両側面に**鮮明**に表示
- ・ 表示例はマグネット式を想定しています。この内容が含まれていれば表示場所、材質(糊付けステッカー、ホテipayイント)等は特に制限がありません。

5cm
以上

産業廃棄物収集運搬車

3cm
以上

株式会社 ○○産業

3cm
以上

1 2 3 4 5 6

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・ 識別しやすい色の文字
- ・ 140ポイント以上の大きさの文字(※)

事業者の氏名又は名称

- ・ 識別しやすい色の文字
- ・ 90ポイント以上の大きさの文字(※)

注)「氏名又は名称」は、許可業者は、許可証記載のものを記入する。

*許可業者の場合に必要な統一許可番号(下6けた)

- ・ 識別しやすい色の数字
- ・ 90ポイント以上の大きさの数字(※)

(※) JIS Z 8305で規定されている大きさ

- 1ポイント=0.3514mm
- 140ポイント=4.9cm
- 90ポイント=3.2cm

<その他注意事項>

①「運搬車」とは、道路運送車両法に規定する自動車で、道路以外においてのみ用いられるものは含まれません。

②表示位置は任意(ドア、荷台側面等)ですが、鮮明かつ見やすいように表示しなければなりません。

③「見やすいように」とは、常識的判断によります。下地や背景色と同系色は好ましくありません。

④特別管理産業廃棄物についても同様の扱いとします。

問合せ先

滋賀県循環社会推進課廃棄物対策室	077-528-3474
南部環境事務所	077-567-5444
甲賀環境事務所	0748-63-6134
東近江環境事務所	0748-22-7758
湖東環境事務所	0749-27-2255
湖北環境事務所	0749-65-6650
湖西環境事務所	0740-22-6066

様式第4号（第十条関係）

低騒音型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を青色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は 80mm 以上とする。

様式第6号（第十条関係）

低振動型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は 80mm 以上とする。

様式第5号（第十条関係）

超低騒音型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を青色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は 80mm 以上とする。

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書

滋賀県長浜警察署長 様
長 浜 市 長 様

(通報者)

		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 ()	-
			FAX ()	-
		(現場事務所)	電話 ()	-
			FAX ()	-
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等		(通報者の職・氏名)	電話 ()
		(対応者)		
		所属会社名	電話 ()	-
		氏 名		
		役 職		
不当介入の 行為者	住所		電話 ()	-
			FAX ()	-
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時 ・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-	
		FAX ()	-	
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、長浜警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び長浜警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

(下請負人用)

誓 約 書

(あて先)

長浜市長 藤井勇治

住所：_____

商号または名称：_____

代表者 職・氏名：_____ 印

以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (ア) 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、支店・営業所等の場合にはその代表者を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 長浜市から役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、本誓約書および役職員名簿を長浜警察署及び木之本警察署に提供することに同意します。
- 3 下請負人等を使用する場合において、長浜市から下請負人等の誓約書および役職員名簿の提出を求められた場合には、速やかに下請負人等から誓約書および役職員名簿を徴し、元請負人を通じて長浜市に提出します。

仮設工事等指定及び任意事項区分表

仮設工事等指定及び任意事項区分表

種 別	工 法	細 目	指 定 任 意 区 分				
			工 事 目的物	指定施設 指定事項	参考図 扱 い	任意施設 任意事項	備考
(開削工) 土 工							
	掘削区分			○			
	機械掘削			幅、深さ ○		機種等 ○	
	発生土処理 方 法			(準) ○			
	盛土および 埋戻材料		○				
土 留 工							
	土留位置			○			
	土留形状	アルミ矢板 軽量鋼矢板		○			
	矢板形式			○			
	矢板長さ				○		
	矢板枚数			○			
	矢板設置 及び撤去			○			
	支保工			段数 ○			
管渠築造工							
	本 管		○				
	カラーゴム輪		○				
	副 管		○				
	管基礎工		○				
	管布設工		○				
マンホール 設 置 工							
	鉄蓋及び 受け枠		○				
	斜壁及び 直壁		○				
	足掛金物		○				
	鉄筋コンクリート		○				
	インバート仕上		○				

工事材料品質証明書類一覧		
硬質塩化ビニル管(リブ付硬質塩化ビニル管含む)		
1	構造図	
2	管製品試験成績表(引張・偏平・負圧・耐薬品性・ヒカト軟化温度)試験	
3	継手ゴム試験成績表(かたさ・引張試験・伸び・永久伸び・ 圧縮永久歪・老化試験)	JIS K6301 適合
4	その他	
鉄筋コンクリート管		
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧	
2	骨材のふるい分け試験 JIS A1102	
3	単位容積重量試験 JIS A1104	
4	比重・吸水率試験 JIS A1110	
5	粗骨材のすりへり試験 JIS A1121	
6	その他	
レディーミクストコンクリート		
1	日本工業規格表示許可書の写し	
2	レディーミクストコンクリート配合報告書	
3	レディーミクストコンクリート配合設計計算書	
4	セメント試験成績表	
5	骨材試験成績表	
6	その他	
砂		
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧	
2	粒度試験 JIS A1102	
3	洗い試験 JIS A1103	
4	単位容積質量試験 JIS A1104	
5	有機不純物試験 JIS A1105	
6	比重・吸水率試験 JIS A1109	
7	その他	
山砂・細砂・粗砂・再生コンクリート砂		
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧	
2	土粒子の密度試験 JIS A1202	
3	土の含水比試験 JIS A1203	
4	土の粒度試験 JIS A1204	
5	土の液性限界・塑性限界試験 JIS A1205	
6	土の締め固め試験 JIS A1210	突固めによる室内試験
7	CBR試験(乱した土) JIS A1211	室内試験
8	土の透水試験(変水位) JIS A1218	必要に応じて
9	その他	

山土砂		
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧	
2	単位容積質量試験 JIS A1104	
3	土粒子の密度試験 JIS A1102	
4	土の液性限界・塑性限界試験 JIS A1205	
5	土の締め固め試験 JIS A1210	
6	路床土CBR試験 JIS A1211	
7	土の粒度試験 JIS A1204	
8	土の含水比試験 JIS A1203	
流用土		
1	締め固めた土のコーン指数試験 JIS A1228	
2	設計CBR試験 JIS A1211	
3	その他	
栗石(割栗石)		
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧	
2	骨材のふるい分け試験 JIS A1102	
3	単位容積質量試験 JIS A1104	
4	比重・吸水率試験 JIS A1110	
5	粗骨材のすりへり試験 JIS A1121	
6	その他	
路盤材及び基礎碎石(C-30、C-40、RC-30、RC-40、M-30)		
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧	
2	骨材のふるい分け試験 JIS A1102	
3	単位容積質量試験 JIS A1104	
4	密度・吸水率試験 JIS A1110	
5	粗骨材のすりへり試験 JIS A1121	
6	土の液性限界・塑性限界試験 JIS A1205	
7	土の締め固め試験 JIS A1210	突固めによる室内試験
8	路床土CBR試験 JIS A1211	室内試験
9	その他	
溶融スラグ入り再生碎石		
1	修正CBR試験	舗装試験法便覧参照
2	土の液性限界・塑性限界試験 JIS A1205	
3	粗骨材のすりへり試験 JIS A1121	
4	骨材のふるい分け試験 JIS A1102	

組立マンホールコンクリート部材(各種)			
1	日本工業規格表示許可書の写し		
2	構造図		
3	セメント試験成績表		
4	骨材試験成績表		
5	骨材のアルカリシリカ反応試験成績表		
6	コンクリート示方配合表、圧縮強度試験成績表		
7	普通鉄線検査成績表		
8	マンホール用付属部品寸法図等		
9	シール材、緊結材、ブーツ、試験成績表		
10	その他		
マンホール蓋・足掛金物			
1	構造図		
2	製品、材質試験		
3	性能試験成績表		性能規定書による
4	その他		
汚水ます(各種)			
1	構造図(寸法図)		
2	試験成績表(引張・偏平・負圧・耐薬品性・ヒカト軟化温度)試験		塩ビ製品
3	その他		
舗装用合材、乳剤			
1	概要、試験項目、方法、日時、調査者、結果一覧		
2	アスファルトコンクリート材料試験		
3	コールドビン骨材試験		
4	混合物の理論最大密度計算書		
5	アスファルト合材配合試験		
6	その他		
鋼管(推進用、ディープウェル)			
1	日本工業規格表示許可書の写し		
2	鋼材検査証明書(ミルシート)		
3	その他(カタログ)		
鋼材(鋼矢板、ライナープレート等)			
1	日本工業規格表示許可書の写し		
2	鋼材検査証明書(ミルシート)		
3	構造図		
4	構造計算書		
5	その他(カタログ)		

仮設鋼材(鋼矢板、支保工、覆工等)		
1	鋼材検査証明書(ミルシート)	
2	構造図	
3	構造計算書	
4	その他(カタログ)	
薬液注入工(現場注入試験)		
1	注入試験目的	
2	注入試験内容	
3	注入試験箇所(範囲)	
4	注入試験測定項目 (ゲルタイム、注入圧、注入時間、単位吐出量、P-Q管理図、 注入有効範囲、ゲル化の状態)	
5	水質試験、土質試験(必要に応じ)	
6	その他	
薬液注入工(施工計画)		
1	薬液注入工の目的	
2	環境調査と対策(水質監視計画)	
3	使用薬液の種類と成分(品質証明添付)	
4	注入範囲と注入間隔(計画図添付)	
5	施工数量	
6	注入方法(現場配合、使用機器、ゲルタイム、注入順序)	
7	施工管理(品質、数量、ゲルタイム、配合試験、注入圧、注入量の管理)	
8	発生土、泥土の処分方法及び排水等の処理方法	
9	材料の搬入保管と発生材料の処分方法	
10	実施工程表	
11	注入工事の責任者(注入工事の経歴)	
12	調査工事(特に指定のある場合)	
13	観測井の設置	
14	その他	
各種注入材(ベントナイトモルタル、裏込注入材、滑材、泥水材、薬注材)		
1	試験成績表	
2	標準配合表	
3	標準溶液の性質	
4	安全性	
5	その他	

家屋調査工		
1	家屋調査目的	
2	家屋調査内容	
3	家屋調査区域(範囲)	
4	家屋調査項目	
5	写真撮影要領	
6	その他	
発生土処分地、産業廃棄物処分地		
1	位置図(運搬経路記載)	
2	処理委託契約書・処分業・運搬業許可書	
3	周辺の土地利用(井戸、農地、養魚池等)	
4	安全管理(土砂の流出、水質検査、交通等)	
5	その他	

検査書類一覧		
書 類 名	提 出	摘 要
日報・記録・調査		
1 工事日報・安全日報		
2 推進工事日報		
3 薬液注入工事日報(チャート紙)・調書		
4 地盤変動チェック日報・調書		
5 地下水位観測記録・調書		
6 井戸及び水質調査(事前・事後)・調書		
7 揚水運転管理日報・調書		
8 可燃ガス測定記録		
9 その他		
使用材料集計表		
1 硬質塩化ビニル管(リブ管含む)	入荷・設計数量対比一覧表	納品書添付
2 鉄筋コンクリート管	〃	〃
3 レディーミクストコンクリート	〃	〃
4 砂	〃	〃
5 山砂・砕砂・粗砂・再生コンクリート砂	〃	〃
6 山土砂	〃	〃
7 栗石(割栗石)	〃	〃
8 砕石(基礎・防護・路盤材)	〃	〃
9 マンホール(鉄蓋・各種)	〃	〃
10 汚水樹	〃	〃
11 鋼管(推進用・ディープウェル・ウェルポイント)	〃	ミルシート、納品書
12 足掛け金物	〃	納品書添付
13 舗装用合材	〃	〃
14 鋼矢板搬入・搬出	〃	〃
15 支保工材(鋼材)搬入・搬出	〃	〃
16 覆工板・受桁 搬入・搬出	〃	〃
17 鋼材(鉄筋・ライナープレート等)	〃	ミルシート、納品書
18 その他		

出来形管理		
1	平面・縦断・横断出来形図、同調書	設計と対比
2	管布設基礎工、埋め戻し工出来形図、同調書	〃
3	マンホール出来形図、同調書(シュミット測定含む)	〃
4	汚水柵出来形図、同調書	
5	推進工出来形図、同調書	設計と対比
6	道路復旧工(舗装)出来形図、同調書	コア採取 〃
7	付帯工(道路・河川構造物出来形図、同調書)	
8	その他	
品質管理		
1	管布設工日常管理表(縦断・延長)	
2	推進工日常管理表(縦断・延長・法線・土質)	
3	コンクリート圧縮強度等試験一覧表	
4	使用材料寸法検査表	
5	現場密度試験結果成績表	
6	その他	
工程管理		
1	全体工程表(計画と実績の対比)	
2	月間工程表(計画と実績の対比)	
3	週間工程表	監督員の指示のあった場合
その他		
1	工事写真(写真説明図添付)	
2	工事施工計画書	
3	工事施工承諾願	
4	工事使用材料関係書類	
5	試掘、他占用物件調査計画書・結果報告書	
6	他占用物件管理者との協議書	
7	家屋事前・事後調査報告書	所有者の確認
8	発生土処分地、産業廃棄物処分地(許可書、契約書含む)	
9	マニフェストD票写し	
10	竣工図(図面冊子、マイクロフィルム等)	
11	特記事項処理状況報告書	
12	その他	

参 考		
立坑関係調書		
1	矢板支保工数量調書	納入伝票
2	ライナープレート数量(ミルシート添付)	
3	覆工板、受桁	納入伝票
薬注関係調書		
1	資材納入伝票	
2	注入日報、チャート紙	
3	注入実施一覧表(設計対比)	
ディープウェル関係調書		
1	鋼管調書(ミルシート、納入伝票)	
2	ストレーナ加工調書・伝票	
3	埋め戻し材納入伝票	
4	ジャミ砂納入伝票	

マンホール蓋取付要領

受枠高さの微調整

受わく高さの微調整は調整ワッシャーにより行います。3ヶ所の調整ワッシャーの枚数を変えることにより、路面の傾斜に合わせることもできます。

◎調整高さに応じて、適正な調整金具を使用して下さい。



高さ調整部へのモルタル充填

受枠の下には品質の良いモルタルを十分充填することが大変重要です。



マンホール設置後、インバート施工時に、調整モルタルを充填されると受枠の下全体に充填されませんので、必ずマンホール蓋設置時にモルタルを敷いて蓋を据え付けてください。モルタルは、養生期間がとれる場合には1日以上を、養生期間がとれない場合には、無収縮で急硬性と強い接着強度を持つインスタントモルタル等を使用して下さい。

受枠の固定

受わくは、ふたボトル孔のついているものを使用し、ボトルを締め付け固定するとき、受わくが変形しないよう均等に締め付けます。ナットを締め付けたのち、L形ふたワッシャーのツメを曲げてナットを固定します。



(注) ナットを取り付ける場合は手締めで締め、次にレンチ等で約2～3回締めつけます。

検査時モルタル充填状況の抜き取り検査をします。

モルタル充填不足による事故損傷は、契約約款第40条の「契約不適合」として10年間補償修繕を請求します。

